

# 医学部法医学教室における経費不正使用に関する中間報告について

## 1. はじめに

元近畿大学医学部法医学教室主任教授 巽信二氏（以下、「巽氏」という。）による不正案件について、令和3年4月21日付で調査委員会を立ち上げ、調査を開始した。

ただし、関係書類の一部は捜査機関による差押えを受けているために精査未了であり、巽氏のヒアリングも同人が勾留中であるため実施できていない。かかる状況であるため、本中間報告は、不正案件の全容解明に必要な全ての調査を踏まえたものではなく、現時点での調査の進捗を報告し、再発防止に向けて速やかに適切な措置を講じるために中間提言を行うものである。

## 2. 調査概要

### (1) 調査体制

「元医学部法医学教室主任教授巽信二の医学部法医学教室における経費の不正使用疑惑に関する調査委員会」

委員長	副学長 藤原 尚
委員	医学部長 松村 到
同	医学部 学術・運営部長 西尾 和人
同	経営戦略本部長 世耕 石弘
同	医学部・病院運営本部長 藤原 昭彦
同	法務部長 南野 伸一
同	法務部 弁護士 国本 聡子
学外委員	弁護士（本人の意向で所属・氏名は非公表）
事務担当	医学部・病院運営本部 総務グループ長 土井 生資
同	医学部・病院運営本部 医学部学生センター医学教育研修課長 木村 裕

### (2) 調査実施期間

令和3年4月21日～現在も調査中

### (3) 調査対象

- ① 巽 信二 元医学部法医学教室 主任教授（令和3年3月30日付懲戒解雇）
- ② 西尾 斉 元医学部法医学教室 医学部講師（令和3年7月29日付懲戒解雇）
- ③ 医学部法医学教室（主任教授1名（巽氏）、准教授1名、医学部講師1名（西尾氏）、助手2名、非常勤講師4名、非常勤解剖補助4名、秘書3名の計16名）  
※不正発覚時の構成員
- ④ 大阪市内の医療機器販売会社（A社）
- ⑤ A社以外の法医学教室の取引業者等

### 3. 不正事案

#### (1) 不正の種類

巽氏による不正事案には、主に以下の3つの種類がある。

- i 物品購入に関して私物を購入あるいは架空請求
- ii 大学に支払われるべき文書作成料について大学に報告せずに私的流用
- iii 司法解剖実施に伴う検査料について過大請求

類型	事案	主内容	被害額 現在判明分	巽氏逮捕日	罪名
i	a	偽造したA社社印を使用した架空請求	17,799,338円 ※巽氏弁済済み	令和3年6月9日	詐欺罪 有印私文書偽造・同行使罪
	b	私物購入費付け替え請求	① 21,731,368円	令和3年6月30日	詐欺罪
			② 7,713,187円	詐欺罪の公訴時効 7年以前の事案	—
c	事案a・b以外の架空請求 あるいは付け替え請求	調査中	捜査中	—	
ii	d	死体検案書料等の私的流用	25,712,000円	—	—
iii	e	司法解剖検査料の過大請求	72,262,270円 ※警察発表は 約51,000,000円	令和3年7月16日	詐欺罪

#### (2) 不正事案 a

##### ①概要

巽氏が、大阪市内の医療機器販売会社（以下、「A社」という。）の元従業員と共謀の上、A社名義の請求書及び領収書を偽造し、近畿大学に架空請求を行って金銭をだまし取ったものである。なお、偽造された請求書及び領収書には、偽造されたA社の社印が押されていた。

##### ②調査内容

法医学教室の関係者、A社の関係者に対してヒアリング調査を実施した。また、法医学教室、A社等に保管されていた各種書類等の物証を収集し、調査を行った。

さらに、A社以外に同様の事案がないかを確認するため、令和2年度の法医学教室の講座費Ⅲ（p.8参照）の全支出について、経理課（医学部）に保管されている請求書及び領収書をもとに調査を行った。

##### ③調査対象期間

平成29年4月～令和3年3月

#### ④調査結果

平成31年4月から令和2年12月までのA社名義の請求書及び領収書38通のうち35通が偽造であると認められた。偽造された請求書及び領収書に記載された取引は架空のものであり、そのような事実はないにもかかわらず巽氏がすでに立替購入をしたと大学に誤信させ、法医学教室名義の個人口座に合計17,799,338円[別紙1]を振り込ませた。

この金額については、巽氏により代理人を通じて令和3年6月25日付で弁済済みであるが、今後、大阪府警察本部（以下、「大阪府警」という。）に提出した領収書等資料の返還や捜査資料による情報提供を受けた後に、引き続き調査を行う予定であり、それによって大学から巽氏に返還請求すべき金額が拡張するであろうと思料する。

なお、令和2年度のA社以外の支出については、以下の表のとおりである。令和2年度に限れば、現時点で不正な支出と判明しているのは私的利用の携帯電話料金、合計218,456円のみであり、A社以外に不正が疑われる取引業者はなかった。なお、上記携帯電話料金については、巽氏に返還請求すべきものと思料する。

令和2年度法医学教室におけるA社以外の取引業者への支出

項目・主な内容	件数	金額	不正の有無
物品購入費 サージカルマスク 他	57件	1,677,350円	無
通信料 携帯電話料金 教室FAX代 他	20件	731,517円	有 (家族携帯分 218,456円)
報酬謝礼金 司法解剖鑑定代金 他	26件	2,264,107円	無
検査料 薬毒物分析料金 他	26件	1,233,287円	無
合計	129件	5,906,261円	218,456円が不正

#### ⑤警察による立件

逮捕者：巽信二氏

逮捕日：令和3年6月9日

罪名：詐欺罪、有印私文書偽造・同行使罪

被害額：17,799,338円

### (3)不正事案b

#### ①概要

巽氏が、A社の社長及び元従業員と共謀の上、医療材料を購入したと見せかけて私物を購入し、A社から近畿大学に架空請求を行って金銭をだまし取ったものである。

## ②調査内容

法医学教室の関係者、A社の関係者に対してヒアリング調査を実施した。また、法医学教室、A社等に保管されていた各種書類等の物証を収集し、調査を行った。

## ③調査対象期間

平成 24 年 11 月～令和 2 年 12 月

## ④調査結果

A社に保管されていた書類から、A社が異氏の私物を購入し異氏に納品したのについて、医療材料等を法医学教室に納品したと偽り、大学に不正な請求を行っていたことが判明した。この料金を異氏が立替購入をしたと大学に誤信させ、教室名義の個人口座に購入費を振り込ませた。

大阪府警が、詐欺罪の公訴時効である過去 7 年間について遡って捜査したところ、平成 27 年 1 月から平成 30 年 12 月に大学に請求した 172 件のうち 58 件、合計 21,731,368 円[別紙 2]の不正請求が行われたことが明らかになっている。また、調査委員会でさらに 3 年間遡って調査したところ、記録が残っていた平成 25 年 4 月から平成 26 年 12 月の間に、同じ手口によって 62 件のうち 23 件、合計 7,713,187 円[別紙 3]の不正請求が判明した。

なお、この 2 つの金額については、大学から異氏に対して返還請求を行っているが、まだ弁済はされていない。

## ⑤警察による立件

逮捕者：異信二氏、A社元従業員

逮捕日：令和 3 年 6 月 30 日

罪 名：詐欺罪

被害額：21,731,368 円

## (4)不正事案 c

### ①概要

異氏が、A社の元従業員と共謀の上、A社名義の請求書及び領収書を偽造し、近畿大学に架空請求を行って金銭をだまし取ったものである。これら請求書及び領収書にはA社の正式な社印が押されているものの、偽造された疑いがある。また、一部、医療材料を購入したと見せかけて私物を購入したものが含まれている可能性がある。

### ②調査内容

法医学教室の関係者、A社の関係者に対してヒアリング調査を実施した。また、法医学教室、A社等に保管されていた各種書類等の物証を収集し、調査を行った。

### ③調査対象期間

平成 24 年 11 月～平成 31 年 4 月

### ④調査結果

現在も調査中であり、被害額等は不明である。大阪府警に提出した領収書等資料の返還や捜査資料による情報提供を受けた後に、引き続き調査を行う予定である。

## (5)不正事案 d

### ①概要

巽氏が、大阪府警から委託された司法解剖を行った際に発生する死体検案書料、死体検案書追発行料、死体検案書文書回答料等（p. 10 参照）について、本来は経理課（医学部）を通じて医学部収入として計上すべきところ、法医学教室内の金庫に保管し私的流用していたものである。

### ②調査対象期間

平成 19 年 4 月～令和 3 年 3 月

### ③調査内容

法医学教室の関係者に対してヒアリング調査を実施した。また、医学部、法医学教室等に保管されていた各種書類等の物証を収集し、調査を行った。

### ④調査結果

法医学教室に、平成 19 年 4 月から令和 3 年 3 月までの死体検案書料 2,633 件、死体検案書追発行料 181 件、死体検案書文書回答料 157 件、の領収書控えが保管されており、医学部収入として計上すべきものを法医学教室の金庫に保管していたことが判明した。総額は少なくとも 25,712,000 円[別紙 4]である。

金庫保管金の支出は長年管理されていなかったが、令和 2 年 3 月からは法医学教室の秘書が収支の帳簿を作成しており、それを精査したところ、大半を巽氏が私的に使用していたことが認められた。令和 2 年 3 月以前については帳簿がないため支出額や使途は調査困難であったが、法医学教室の構成員から、この期間の使途も令和 2 年 3 月以降と同様であったとの証言を得た。そもそも、教育、研究目的の支出については法医学教室の予算（講座費）を用いることができるところ、それを使わずにあえて不正に管理していた金庫から出金している以上、私的流用と言わざるを得ず、全額が返還対象であると思料する。

## (6)不正事案 e

### ①概要

巽氏が、大阪府警から委託された司法解剖について、部下であった元医学部講師 西尾斉氏に命じ、実際には実施していない検査についても実施したとして、大阪府警に

虚偽の申告及び過大請求を行って金銭をだまし取ったものである。

## ②調査対象期間

平成24年1月～令和3年3月

## ③調査内容

法医学教室の関係者、各種検査を委託した外部機関の関係者に対してヒアリング調査を実施した。また、医学部及び法医学教室、外部機関に保管されていた各種書類等の物証を収集し、調査を行った。

## ④調査結果

経理課（医学部）が保管している大阪府警宛の請求書控えに記載された検査数と、法医学教室や外部機関に記録されていた検査実数を照合した。

平成24年1月から令和3年3月までに請け負った司法解剖1,674件のうち1,391件について請求し、不正件数1,171件、合計72,262,270円の過大請求が判明した[別紙5]。なお、大阪府警は詐欺罪の公訴時効である過去7年間について遡って捜査しているが、調査委員会ではさらに3年間遡って調査を実施した。

当該過大請求については、大阪府警から返還請求があり次第、請求額と調査委員会で算出した金額を照合し、弁済等の対応をするのが望ましい。大学独自の調査結果を踏まえた3年間分は、自主返還も含めて検討する。それにより大学に損害が発生した場合は、巽氏に請求すべきものであると思料する。

## ⑤警察による立件

逮捕者：巽信二氏

※西尾斉氏は令和3年8月6日に在宅起訴

逮捕日：令和3年7月16日

罪名：詐欺罪

大阪府警の被害額：約51,000,000円 ※警察発表による

## 4. 不正の原因と再発防止策

### (1)不正の原因

不正の類型 i は、講座費Ⅲが原則立替による購入かつ検収の未実施、すなわち実際の購入品と申請された内容の相違や納品の有無について第三者的に確認する仕組みがなかったことから、大学のチェック体制の不備が原因と言わざるを得ない。

不正の類型 ii は、もっぱら巽氏のモラルの問題と解される。

不正の類型 iii は、巽氏からの申請について大学で精査することなく大阪府警に請求していたことから、大学のチェック体制の不備が原因である。

いずれについても関係書類等の作成は、巽氏に命じられた他の教員や秘書が担当しており、教室内で不正案件について気づいていた者もいたはずだと思われる。

しかしながら、大学への申告がなされなかった背景として、法医学教室においては主任教授が絶対的な地位にあり、部下である構成員がそれに逆らえない雰囲気があったことに原因があると思料する。公益通報窓口等、教員や秘書が不正事案を感知した際の通報窓口を今後、より一層周知することにより、事前に不正を防止できる可能性は高い。

## (2)再発防止に向けての中間提言

本件を踏まえて、学校法人近畿大学全体において、コンプライアンスを再度確認・徹底することが、社会的・学内外にも必要と考える。そのためには、過去の慣習に囚われることなく、運用の見直しを行い、点検に取り組む必要がある。

特に、大学は、学生からの学納金収入だけでなく、補助金等により運営が行われていることから、会計処理の透明性を確保することが社会的責任として重要である。別件ではあるが、一部報道にあるように、医学部形成外科において大学の名称を無断で使用し外部団体を設立して資金を募ったり、給与以外に職務関連性又は対価性を疑わせる金員の授受や物品の贈与を受けたりする事案[別紙6]の存在が指摘されている事実も、医学部において調査中とのことであるが、看過することはできない。

以上の観点から、本委員会は、学校法人近畿大学に以下の中間提言を行う。

- ① あらゆる金銭の流れに関する透明性担保のための制度の確立
- ② 不正の温床となるような立替による購入等の制度の見直し・廃止と、教育・研究活動に呼応したスピード感のある検収体制等、チェック機能の確立
- ③ 学内規則はもちろん、社会規範に則したコンプライアンスの再点検と各就業規則などの既存の規程についての啓蒙
- ④ 公益通報者からの情報の取り扱いの見直しと対応強化
- ⑤ コンプライアンス強化のための啓発活動の強化

## 5. 今後の調査

大阪府警に提出した領収書等資料の返還や捜査資料による情報提供を受けた後に、引き続き調査を行う予定である。

以 上

## 【補足事項】

### 1. 講座費

#### (1) 講座費の存在

近畿大学医学部の各教室（講座）には「講座費」と呼ばれる予算があり、法医学教室も例外ではない。講座制をとっていない他大学では「学部費」と呼ばれる場合もある。

#### (2) 講座費の種別

講座費には、講座費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと特別諸費がある[別紙7]。

いずれについても、実際に現金が各講座に交付されるのではなく、当該金額の「枠」が与えられ、所定の方法でそれを使用できるものである。

##### ① 講座費Ⅰ

講座費Ⅰは、教育研究費で、各講座の在籍者数に基づき、職種別の単価をかけて配分額を算出し、大学から支給されるものである。立替購入は認めていない。

講座費Ⅰを使用する場合には、以下の手続きが取られる。

- ・ 物品購入申請は所定の専用伝票に記入し用度課（医学部）へ提出
- ・ 人件費は所定の支出請求書を職員課（医学部）へ提出
- ・ 講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課（医学部）に報告し手続きを行う
- ・ 新聞図書費は所定の専用伝票に記入し図書館（医学部）へ提出
- ・ 研究補助業務等の委託費は所定の専用伝票に記入し総務広報課（医学部）へ提出

##### ② 講座費Ⅱ

講座費Ⅱは、個人研究費（研究諸費、研究旅費）で、研究諸費は一人当たり 260,000 円または 130,000 円とし、配賦額は条件により異なる。研究旅費は一人当たり 150,000 円とし、どちらも大学から支給されるものである。

講座費Ⅱを使用する場合には、以下の手続きが取られる。

- ・ 研究に関わる物品や図書等は、立替による購入が原則で、申請は研究費請求書、図書請求書に領収書を貼付して学術支援課（医学部）へ提出
- ・ 出張は、出張許可願を学術支援課（医学部）へ提出

##### ③ 講座費Ⅲ

講座費Ⅲは主に外部資金であり、治験研究費、特定受託研究費、寄附等からなり、法医学教室における司法解剖等の報酬はここに入る。このような外部資金は、大学の指定口座に入金された後、所定の控除を行い講座費Ⅲとして当該講座に割り当てられる。

講座費Ⅲを使用する場合には、以下の手続きが取られる。

- ・ 立替による購入が原則で、申請は支出請求書に領収書を貼付して学術支援課（医学



部)へ提出

- ・人件費は所定の支出請求書を職員課(医学部)へ提出
- ・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出
- ・海外旅費は事前に在外出張許可願書を職員課(医学部)へ提出

#### ④特別諸費

特別諸費は、教育、研究、臨床に関して大学から支給されるものである。

特別諸費を使用する場合には、以下の手続きが取られる。

- ・立替による購入が原則で、申請は特別諸費支出請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)へ提出
- ・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出
- ・講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課(医学部)に報告し手続きを行う

### (3)法医学教室における講座費Ⅲの入出金の流れ [別紙8]

講座費Ⅲへの入金(司法解剖の場合)

- ①法医学教室が司法解剖を実施、解剖実施一覧表、検査実施請求書等を経理課(医学部)へ提出
- ②経理課(医学部)が法医学教室から提出された資料に基づき請求書を作成し、大阪府警に請求
- ③大阪府警から本学指定口座に入金、経理課(医学部)において確認
- ④経理課(医学部)から学術支援課(医学部)に対し、入金実績を連絡
- ⑤入金額の89%を講座費Ⅲとして予算計上

講座費Ⅲからの出金(物品購入の場合)

- ⑥異氏において物品等を購入(立替購入)
- ⑦法医学教室から学術支援課(医学部)に対し、購入先からの請求書及び領収書を添付の上、立替金の精算請求
- ⑧学術支援課(医学部)から経理課(医学部)に対して支出決裁書(領収書等)を提出
- ⑨経理課(医学部)から教室名義の個人口座に立替金の精算金を入金(原資は⑤で予算計上された講座費Ⅲ)

## 2. 司法解剖

### (1)司法解剖に関する請求

#### ①司法解剖基本料及び検査料

大阪府警から依頼される司法解剖については1体あたり8,860円の基本料のほか、適宜、検査(血液生化学検査、組織学的検査、細菌検査、ウイルス検査、プランクトン検査、精液検査、アルコール検査、一酸化炭素検査、CT等撮影検査、薬毒物定性

検査（分析機器検査）、薬毒物定量検査、簡易薬毒物検査）が実施され、当該検査ごとに検査料が設定されている。

②死体検案書料

解剖後、役所への提出用に1枚発行し担当の警察官に渡す。

診療中以外の方が亡くなった場合、死因や死亡時刻などを医学的に証明するために医師が作成する書類。

③死体検案書追発行料

ご遺族等から希望があった場合に発行する。

死因の特定には時間がかかる可能性もあり、葬儀後の手続きや相続税の申請時等に必要な場合に発行する書類。

④死体検案書文書回答料

保険会社等からの依頼により回答する書類。

## 不正事案 a 偽造印を使用した請求書・領収書一覧 (H31.4~R2.12) 別紙 1

No.	日付	金額(円)
1	H31.4.4	332,512
2	H31.4.25	321,713
3	R1.5.16	316,069
4	R1.6.20	313,283
5	R1.7.3	324,357
6	R1.7.10	305,304
7	R1.8.8	365,239
8	R1.9.5	367,416
9	R1.9.30	613,472
10	R1.11.6	583,814
11	R1.11.29	391,501
12	R1.12.4	513,599
13	R1.12.18	507,617
14	R1.12.25	374,220
15	R2.1.9	556,820
16	R2.1.22	503,431
17	R2.2.5	768,768
18	R2.2.19	631,488
19	R2.3.3	732,776
20	R2.3.11	284,390
21	R2.4.2	731,940
22	R2.4.9	702,775
23	R2.4.20	57,926
24	R2.5.14	685,609
25	R2.5.20	735,240
26	R2.6.3	565,669
27	R2.6.11	339,372
28	R2.6.19	374,120
29	R2.6.19	769,195
30	R2.7.1	648,879
31	R2.7.20	745,988
32	R2.8.5	725,406
33	R2.8.20	799,555
34	R2.11.20	253,726
35	R2.12.18	556,149
合計		17,799,338

## 不正事案b-① 私物購入費付け替え一覧 (H27.1~H.30.12)

別紙 2

No.	領収書日付	領収書金額 (円)	A社伝票記載の用途・内容	主な付け替え品
1	H27.1.14	593,374	東レタフプロテクション、KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿、フェザー解剖刀替刃等	ゴルフクラブ、ボール、シューズなどのゴルフ用品、冷蔵庫や洗濯機などの家電等
2	H27.2.16	310,154	ステンレスメッシュ手袋、スズラン脱脂綿等	
3	H27.2.25	404,438	フェザー解剖刀替刃、KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
4	H27.3.18	454,874	KATOMAN縫合糸、EVA腕カバー、スズラン脱脂綿等	
5	H27.4.3	393,854	大祐T字のみ、3M N95微粒子用マスク折りたたみ等	
6	H27.5.8	357,653	フェザー解剖刀替刃、スズラン脱脂綿、キューブインナー手袋等	
7	H27.5.29	482,998	3Mサージカルマスク、東レ タフプロテクション等	
8	H27.6.3	145,950	ユニックスタイトロック、タイトボックスNo3 1.2L	
9	H27.6.17	348,754	KATOMAN縫合糸、キューブインナー手袋、EVA腕カバー	
10	H27.7.3	429,538	KATOMAN縫合糸、EVA腕カバー、スズラン脱脂綿等	
11	H27.7.29	473,818	高砂解剖T字のみ、3MN95微粒子用マスク折りたたみ、KATOMAN 縫合糸 1ポンド等	
12	H27.8.12	329,057	フェザー解剖刀替刃、KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
13	H27.8.19	412,001	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
14	H27.9.9	375,515	KATOMAN縫合糸、バイリンクリエイトモールドマスク等	
15	H27.9.28	227,836	大祐T字のみ、3MN95微粒子用マスク折りたたみ、KATOMAN縫合糸1ポンド等	
16	H27.11.4	167,232	KATOMAN縫合糸、トスロン密封タンク等	
17	H27.11.24	301,128	フェザー解剖刀替刃、KATOMAN縫合糸、EVA腕カバー等	
18	H27.12.14	393,338	東レメディグリップパウダー、KATOMAN縫合糸等	
19	H28.1.29	410,921	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
20	H28.2.17	446,328	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
21	H28.3.16	500,598	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
22	H28.4.20	355,835	フェザー解剖刀替刃、スズラン脱脂綿等	
23	H28.4.20	282,982	高砂解剖T字のみ、KATOMAN縫合糸等	
24	H28.5.25	605,905	竹本容器DC-600、バイリンクリエイトモールドマスク等	
25	H28.6.22	236,845	KATOMAN縫合糸、EVA腕カバー等	
26	H28.7.13	448,830	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
27	H28.8.24	584,217	スズラン脱脂綿、竹本容器等	
28	H28.9.14	560,628	バイリンクリエイトモールドマスク、スズラン脱脂綿等	
29	H28.10.12	340,653	フェザー解剖刀替刃、トリミング替刃等	
30	H28.10.19	420,358	解剖T字のみ、スズラン脱脂綿等	
31	H28.11.9	443,547	フェザー解剖刀替刃No325、フェザートリミング替刃、KATOMAN縫合糸1ポンド、スズラン脱脂綿等	
32	H28.11.16	395,052	ショーワキューブインナー手袋、スズラン脱脂綿等	
33	H28.12.7	392,280	東レメディグリップ、スズラン脱脂綿等	
34	H28.12.14	295,405	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
35	H28.12.21	352,257	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
36	H28.12.28	676,403	スズラン脱脂綿、バイリンクリエイトモールドマスク等	
37	H29.2.1	466,003	フェザー解剖刀替刃、スズラン脱脂綿等	
38	H29.4.12	454,702	ショーワキューブインナー手袋・KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿 他	
39	H29.4.26	770,846	竹本容器、スズラン脱脂綿等	
40	H29.5.10	563,486	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿、竹本容器等	
41	H29.6.22	383,122	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
42	H29.8.31	240,366	テクセル未滅菌サージカルガウン、KATOMAN縫合糸等	
43	H29.10.2	100,570	テクセル未滅菌サージカルガウン、スズラン脱脂綿等	
44	H29.12.6	93,636	サクラファイン ユニカセット	
45	H30.2.22	64,476	KATOMAN縫合糸	
46	H30.3.29	229,303	キューブインナー手袋、EVA腕カバー等	
47	H30.4.12	742,808	竹本容器、Hemocue WBCマイクロキュベット等	
48	H30.4.19	707,382	サージカルガウン、微粒子用マスク、縫合糸等	
49	H30.4.20	446,278	解剖T字のみ、微粒子用マスク折りたたみ、縫合糸1ポンド、キューブインナー手袋等	
50	H30.5.10	235,401	解剖刀替刃No.325、トリミング替刃、解剖刀ハンドルF100、サンフレッシュ吸水ポリマー	
51	H30.5.17	404,736	解剖刀替刃、解剖刀ハンドル、サンフレッシュ吸水ポリマー、脱脂綿等	
52	H30.5.31	260,686	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿購入代金 他	
53	H30.6.6	108,818	EVA腕カバー、トスロン密閉タンク等	
54	H30.6.20	166,752	KATOMAN縫合糸、スズラン脱脂綿等	
55	H30.8.7	162,978	加藤萬解剖糸、テクセル厚手PE打抜きエプロン等	
56	H30.9.26	175,435	エレガビセラバッグ、加藤萬解剖糸等	
57	H30.10.16	294,580	スズラン脱脂綿、KATOMAN縫合糸等	
58	H30.12.17	308,448	スタッフジャンパー、感染防止上着	
	<b>合計</b>	<b>21,731,368</b>		

## 不正事案b-② 私物購入費付け替え一覧 (H25.4~H.26.12)

別紙 3

No.	領収書日付	領収書金額 (円)	A社伝票記載の用途・内容	主な付け替え品
1	H25.4.5	453,453	竹本容器DC-600No.1、KATOMAN縫合糸1ポンド等	ゴルフクラブ、ボール、シューズなどのゴルフ用品、冷蔵庫や洗濯機などの家電等
2	H25.5.2	277,347	シンガーニトリルフィット、東レタフプロテクション、脱脂綿、解剖刀替刃等	
3	H25.5.15	283,658	サクラファインテック ユニカセット スタンダード、ユニックスタイトロック等	
4	H25.7.24	306,159	T字のみ 微粒子用マスク 縫合糸 EVA腕カバー等	
5	H25.7.31	336,063	竹本容器、KATOMAN縫合糸、EVA腕カバー	
6	H25.8.26	267,845	フェザー解剖刀替刃、ユニカセット、ニトリルフィット等	
7	H25.9.27	371,847	フェザー解剖刀替刃、KATOMAN縫合糸、モールドマスク等	
8	H25.11.1	441,231	竹本容器DC-600No.1、KATOMANN縫合糸 1ポンド等	
9	H25.12.4	249,155	エスクリン、ユニックスタイトロック	
10	H25.12.27	223,608	サージカルマスク、タフプロテクションノンパウダー等	
11	H26.1.24	237,458	サクラファインテック ユニカセット、ユニックスタイトロック、タイトボックス	
12	H26.2.26	355,089	ステンレスメッシュ手袋、シンガーニトリルフィットNo2100等	
13	H26.4.2	243,264	東レ タフプロテクション ノンパウダー等	
14	H26.5.2	440,510	大祐T字のみ、3M N95 微粒子用マスク折りたたみ、KATOMAN縫合糸1ポンド等	
15	H26.6.3	400,378	KATOMAN縫合糸、EVA腕カバー、スズラン脱脂綿等	
16	H26.7.2	306,158	大祐T字のみ、3M N95微粒子用マスク折りたたみ、KATOMAN縫合糸1ポンド等	
17	H26.8.7	11,794	トスロン密閉タンク	
18	H26.8.5	327,002	竹本容器DC-600No.1、KATOMAN縫合糸1ポンド、トスロン密封タンク等	
19	H26.8.4	309,139	大祐T字のみ、3MN95微粒子用マスク折りたたみ、KATOMAN縫合糸1ポンド等	
20	H26.9.3	404,438	フェザー解剖刀替刃No.325、フェザートリミング替刃、フェザー解剖刀ハンドルF100等	
21	H26.10.3	375,516	フェザー解剖刀替刃、縫合糸、モールドマスク等	
22	H26.10.29	790,949	竹本容器、縫合糸、解剖刀替刃、WBCマイクロキュベット等	
23	H26.12.2	301,126	フェザー解剖刀替刃、KATOMAN縫合糸、EVA腕カバー等	
	<b>合計</b>	<b>7,713,187</b>		

## 不正事案d 死体検案書料等一覧(H19.4~R3.3)

別紙 4

(円)

年	死体検案書料	死体検案書 追発行料	死体検案書文書回答料 (照会書、回答書等)	合計
H19	570,000	242,000	—	812,000
H20	895,000	315,000	—	1,210,000
H21	977,000	12,000	—	989,000
H22	1,518,000	240,000	—	1,758,000
H23	1,152,000	147,000	—	1,299,000
H24	1,590,000	108,000	20,000	1,718,000
H25	1,910,000	87,000	436,000	2,433,000
H26	2,340,000	84,000	475,000	2,899,000
H27	2,250,000	116,000	552,000	2,918,000
H28	2,040,000	83,000	324,000	2,447,000
H29	1,300,000	18,000	107,000	1,425,000
H30	1,440,000	33,000	133,000	1,606,000
H31・R1	1,620,000	93,000	179,000	1,892,000
R2	1,610,000	39,000	282,000	1,931,000
R3	300,000	33,000	42,000	375,000
合計	21,512,000	1,650,000	2,550,000	25,712,000

※年度ではなく、年ごとの集計

## 不正事案 e 司法解剖検査料一覧 (H24.1～R3.3)

	検査名	検査機関	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31(R1)		R2		R3		
			過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	過大請求 件数	金額(円)	
1	組織学的検査	外部機関	72(745)	3,725,074	115(1,017)	5,085,101	138(1,063)	5,415,150	161(682)	3,504,552	127(721)	3,704,959	99(429)	2,204,476	87(346)	1,777,969	113(473)	2,449,132	114(541)	2,831,485	6(18)	94,208	
2	細菌検査	外部機関	4	80,001	9	180,003	6	123,029	1	20,504	6	123,029	29	594,641	61	1,250,797	112	2,314,013	112	2,339,075	19	396,807	
3	ウイルス検査		0	0	4	80,001	10	203,752	1	20,375	13	264,878	46	937,262	79	1,609,647	111	2,278,257	100	2,075,260	18	373,546	
4	薬物定性検査 (分析機器検査)	外部機関	2	160,001	9	720,004	4	323,053	9	726,871	23	1,857,560	22	1,776,796	37	2,988,248	23	1,868,028	27	2,220,995	4	329,036	
5	薬物定量検査		7(21)	210,004	8(27)	270,005	6(25)	251,802	13(45)	453,243	24(87)	879,996	22(89)	901,221	40(153)	1,549,290	27(96)	977,166	31(184)	1,897,702	4(12)	123,763	
6	簡易薬物検査	法医学教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71(213)	1,064,855	135(405)	2,039,999	134(402)	2,046,943	19(57)	290,238
7	血液生化学検査	法医学教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	ブランクン検査	法医学教室	1(6)	30,000	4(10)	50,001	4(16)	81,366	3(9)	45,820	0	0	0	0	0	0	0	1(7)	35,637	0	0	0	0
9	精液検査	法医学教室	0	0	0	0	4	20,239	0	0	1	5,059	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	アルコール検査	法医学教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2(2)	10,346	0	0
11	一酸化炭素検査	法医学教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	CT等撮影検査	法医学教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
過大請求数 / 全請求数			81 / 156		118 / 131		143 / 200		164 / 185		138 / 167		104 / 117		126 / 134		138 / 140		136 / 137		23 / 24		
合計			4,205,080		6,385,115		6,418,391		4,771,365		6,835,481		6,414,396		10,240,806		11,962,232		13,421,806		1,607,598		
過大請求数合計 / 請求数合計			1171 / 1391				金額総合計(円)				72,262,270				注：○課題請求欄の( )内数字は、組織学的検査は枚数、簡易薬物検査は検査数、その他は検体数を表示。								

## 医学部形成外科教室案件

### (1) 概要

令和3年6月、医学部形成外科教室の教授が、無断で大学名を冠した私的な研究会を立ち上げ、会費を私的流用し、また自分名義のタワーマンションの一室を研究会の活動で使用する名目で会費収入から賃料を得ていたという報道があった。さらに7月に、同教授が指導した博士号取得者から謝礼金を受け取っていたという続報があり、大学として調査を行っている。

### (2) 調査

問題となっている研究会は、形成外科教室教授による私的なものであるにもかかわらず、大学の許可を得ることなく名称に「近畿大学」という大学名を使用していた。本人は会費の私的流用等については否定しているが、大学として現在も調査中である。

学位取得者からの謝礼金については、大学として受け取りを禁止しているものだが、本人は受け取りを認めている。他の教室についても同様の事例がないか調査するため、大学院医学研究科の全教員と平成28年度から令和3年度の学位取得者を対象に、謝礼金の授受に関するアンケート調査を実施した。その結果、平成28年と平成29年に、特定の講座の計3名の学位取得者から8名の教員に謝礼金が渡されていたことがわかった。8名の教員のうち3名はすでに退職しており、前指導教授の退職以降、金銭授受は確認されていない。

### (3) 学位授与への影響

大学院医学研究科では、博士論文は「原則として英文で出版される、査読制度のある学会誌または学術雑誌に既に印刷公表されたもの、または受理され掲載の決定したものに限り」としており、学位申請の時点で全ての博士論文は専門領域におけるピア・レビューを受けている。また、博士論文を提出した者の指導教授は主査になることができないことなどを定めていることから、これらの金銭授受が、学位審査の客観性・公平性を損ねた可能性はない。



講座費種別

名 称	項 目	配分基準等	原 資	申請方法（支払方法）
講座費Ⅰ (教育研究費)		各講座の5月1日現在の在籍者数に基づき、職種別の単価をかけて配分額を算出	大学負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入申請は所定の専用伝票に記入し用度課(医学部)へ提出</li> <li>・人件費は所定の支出請求書を職員課(医学部)へ提出</li> <li>・講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課(医学部)に報告し手続きを行う</li> <li>・新聞図書費は所定の専用伝票に記入し図書館(医学部)へ提出</li> <li>・研究補助業務等の委託費は所定の専用伝票に記入し総務広報課(医学部)へ提出</li> </ul>
講座費Ⅱ (個人研究費)	研究諸費	260,000円または130,000円/人 (金額は条件により異なる)	大学負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立替による購入が原則。申請は、研究費請求書、図書請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)へ提出</li> </ul>
	研究旅費	150,000円/人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出</li> </ul>
講座費Ⅲ (外部資金)	治験研究費	治験薬臨床試験等、契約書に基づく研究費相当額を配分	企業等からの 委託研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立替による購入が原則。申請は支出請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)へ提出</li> <li>・人件費は所定の支出請求書を職員課(医学部)へ提出</li> <li>・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出</li> <li>・海外旅費は事前に出張許可願書を職員課(医学部)へ提出</li> </ul>
	特定受託研究費	企業、財団法人等との受託研究について89%を配分		
	寄附	学術研究助成寄附金の89%を配分	奨学寄附金	
	その他	主に司法解剖に伴う検査料等の収入で89%を配分	医学部・病院に 入金される収入	
特別諸費		教育・研究評価、臨床講座は診療実績も加味され配分される。 その他、実習料等にかかる加算あり	大学負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立替による購入が原則で、申請は特別諸費支出請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)へ提出</li> <li>・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出</li> <li>・講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課(医学部)に報告し手続きを行う</li> </ul>

### 法医学教室における講座費Ⅲの入出金の流れ

